

## 民生委員・児童委員感謝状等贈呈要領

(感謝状等の贈呈)

第1条 市長は、民生委員・児童委員の職にあった者が、その任期を満了し、又はその委嘱を解かれたことにより退任したときは、次の各号により、その労苦をねぎらい感謝の意を表する。

- (1) 在職期間が1年以上の者 感謝状及び記念品の贈呈
- (2) 在職期間が1年未満の者 記念品の贈呈

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、感謝状等の贈呈の対象としない。

- (1) 一斉改選により引き続き民生委員・児童委員の委嘱を受けたとき。
- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第11条第1項の規定によりその職を解かれたとき。
- (3) 死亡したとき。

第2条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 千葉県社会福祉功労表彰取扱要領（昭和61年11月1日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成13年7月1日から施行する。